

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成11年10月から14年9月までの期間を11万8,000円、14年10月及び同年11月を15万円、同年12月を13万4,000円、15年1月を11万8,000円、同年2月を13万4,000円、同年3月及び同年4月を16万円、同年5月から同年7月までの期間を14万2,000円、同年8月を13万4,000円、同年9月及び同年10月を15万円、同年11月及び同年12月を14万2,000円、16年1月及び同年2月並びに同年4月から同年8月までの期間を15万円、同年9月を17万円、同年10月を18万円、同年11月及び同年12月を17万円、17年1月を15万円、同年2月を16万円、同年3月及び同年4月を18万円、同年5月を16万円、同年6月を18万円、同年7月を17万円、同年8月を18万円、同年9月を17万円、同年10月から18年8月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から18年8月まで

私は、ねんきん定期便に記載されたA事業所における申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していることに気付いた。

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は、私が所持する給料明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とも相違しているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所から提出のあった平成13年1月から18年3月までの期間に係る給料台帳、18年の賃金台帳、18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立人から提出のあった11年、13年及び15年から18年までの期間に係る給与所得の源泉徴収票、12年度から14年度までの期間及び16年度から19年度までの期間に係る市民税県民税特別徴収税額の通知書、18年5月から同年8月までの期間に係る給料明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、11年10月から14年9月までの期間を11万8,000円、14年10月及び同年11月を15万円、同年12月を13万4,000円、15年1月を11万8,000円、同年2月を13万4,000円、同年3月及び同年4月を16万円、同年5月から同年7月までの期間を14万2,000円、同年8月を13万4,000円、同年9月及び同年10月を15万円、同年11月及び同年12月を14万2,000円、16年1月及び同年2月並びに同年4月から同年8月までの期間を15万円、同年9月を17万円、同年10月を18万円、同年11月及び同年12月を17万円、17年1月を15万円、同年2月を16万円、同年3月及び同年4月を18万円、同年5月を16万円、同年6月を18万円、同年7月を17万円、同年8月を18万円、同年9月を17万円、同年10月から18年8月までの期間を18万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、平成13年1月以降の関連資料を保管しており、同年1月から16年2月までの期間及び16年4月から18年8月までの期間については、誤った報酬月額の届出を行ったことを認めている一方、「平成13年1月よりも前の期間については、当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明。」としているが、前述の給与所得の源泉徴収票及び市民税県民税特別徴収税額の通知書等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間において一致しないことから、事業主は給料台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成10年8月から同年12月までの期間については、申立人は源泉徴収票等を所持しておらず、当該事業所においても「当時の資料は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明。」としており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、平成11年1月から同年9月までの期間については、申立人が提出した同年分の源泉徴収票に記載された「社会保険料控除額」から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、平成16年3月については、事業所から提出のあった当該期間に係る給料台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成13年10月から14年6月までの期間並びに14年8月及び同年9月を11万8,000円、同年10月を18万円、同年11月を16万円、同年12月から15年2月までの期間を14万2,000円、15年3月から同年6月までの期間を16万円、同年7月及び同年8月を15万円、同年9月及び同年10月を16万円、同年11月及び同年12月を15万円、16年1月から同年8月までの期間を16万円、同年9月を18万円、同年10月を19万円、同年11月及び同年12月を18万円、17年1月及び同年2月を17万円、同年3月を20万円、同年4月を19万円、同年5月を17万円、同年6月及び同年7月を19万円、同年8月を18万円、同年9月を17万円、同年10月から18年8月までの期間を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から18年8月まで

私は、A事業所の同僚について、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していることがわかったため、自身の厚生年金保険の被保険者記録についても確認したところ、申立期間について、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と相違していた。実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年

金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所から提出のあった平成13年10月から17年12月までの期間に係る給料台帳、及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同年の賃金台帳並びに申立人から提出のあった同年6月及び同年8月の給料明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、13年10月から14年6月までの期間並びに14年8月及び同年9月を11万8,000円、同年10月を18万円、同年11月を16万円、同年12月から15年2月までの期間を14万2,000円、15年3月から同年6月までの期間を16万円、同年7月及び同年8月を15万円、同年9月及び同年10月を16万円、同年11月及び同年12月を15万円、16年1月から同年8月までの期間を16万円、同年9月を18万円、同年10月を19万円、同年11月及び同年12月を18万円、17年1月及び同年2月を17万円、同年3月を20万円、同年4月を19万円、同年5月を17万円、同年6月及び同年7月を19万円、同年8月を18万円、同年9月を17万円、同年10月から18年8月までの期間を19万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、平成13年1月以降の関連資料を保管しており、同年10月から14年6月までの期間及び14年8月から18年8月までの期間については、誤った報酬月額の届出を行ったことを認めている一方、「平成13年1月よりも前の期間については、当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明。」としているが、前述の給料台帳等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間において一致しないことから、事業主は給料台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成11年4月から12年12月までの期間については、申立人は源泉徴収票等を所持しておらず、当該事業所においても「当時の資料は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明。」としており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等

について確認することができない。

また、平成13年1月から同年9月までの期間及び14年7月については、事業所から提出のあった給料台帳の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、高校を卒業した後、進路に向けての勉強をするために、A市で単身生活を行っていた。生計を立てられるようになった昭和48年ごろ、「就職をしないのであれば、国民年金に加入した方がいい。」と父に勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

昭和48年から3年間、仕送りにより、毎年、年に一回まとめて国民年金保険料を納付していたので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和48年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、3年間、毎年、年に一回まとめて国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が、A市において昭和48年4月ごろに払い出されていることは確認できるものの、同市での納付記録は確認できず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は36か月間と長期間である上、申立人から聴取しても、申立期間についての保険料の納付時期、納付金額等を記憶しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。